

放置違反金滞納処分事務処理要領の制定について（通達甲）

平成28年4月26日

交指発第114号

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項及び放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年公安委員会規則第11号）第9条の規定により公安委員会が行う地方税の滞納処分の例による放置違反金及び延滞金の徴収について、地方税法（昭和25年法律第226号）、国税徴収法（昭和34年法律第147号）、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）、高知県放置違反金の延滞金徴収条例（平成18年県条例第4号）、高知県会計規則（平成4年県規則第2号）その他滞納処分に関する法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めたものです。